

## 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

### ■ 修正案の内容

#### 1 大飯 1、2号炉の U P Z を修正

令和 2 年 12 月 16 日に、冷却告示の一部を改正する告示が公布され、即日施行された。

この改正により、「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されていると判断できる」施設として、これまでに定められていた美浜 1・2 号炉、敦賀 1 号炉などに加え、大飯 1・2 号炉が定められた。

- 本件告示により定められた施設に係る U P Z は 5 km となる。
- **一方、大飯 3・4 号炉に関する U P Z は変更ないため、実質的な U P Z の変更はない。**

※新たに指定された施設・・・大飯 1・2 号炉、玄海 2 号炉

#### 2 原子力災害対策指針の一部改正

緊急時活動レベル（E A L）の特定重大事故等対処施設の完成による所要の見直しに伴い、原子力災害対策指針の改正が行われた（令和 2 年 10 月 28 日改正）。

本指針の改正にあわせて、本県地域防災計画（原子力災害対策編）の別添 2 の修正を行う。

**なお、今回の修正により、本県の防護措置（屋内退避や一時移転等）の方法に変更は生じない。**

※EAL・・・避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準（別紙 内閣府資料参照）

※特定重大事故等対処施設・・・航空機衝突やその他のテロリズムにより、炉心の著しい損傷が発生するおそれがある、または発生した場合に、原子炉格納容器の破損による放射性物質の放出を抑制するための施設

#### ※EAL の見直し内容

新規制基準（福島第一原発事故の反省を踏まえて策定された新たな基準）により、各電力事業者は特定重大事故等対処施設を建設することとなったが、その特定重大事故等対処施設の一部として、加圧水型軽水炉（PWR）に原子炉格納容器圧力逃がし装置（フィルターベント）を設置することが義務付けられた。この装置を使用した場合の EAL が今回の改正で設定された。